

兵庫県公立大学法人副学長就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人の副学長（理事である副学長を除く。以下「副学長」という。）の服務その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(法令関係)

第2条 副学長の就業に関して、この規程に定めのない事項については、兵庫県公立大学法人教職員就業規程（平成25年法人規程第25号）の定めるところによる。ただし、教員に適用される規定とする。

(給与)

第3条 副学長の給与については、兵庫県公立大学法人副学長の給与及び旅費に関する規程（平成27年法人規程第2号。以下「副学長給与旅費規程」という。）の定めるところによる。

(旅費)

第4条 副学長の出張に要する旅費については、副学長給与旅費規程の定めるところによる。

(退職手当)

第5条 副学長の退職手当については、兵庫県公立大学法人副学長退職手当規程（平成28年法人規程第5号）の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。ただし、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。